

管理者の専決処分事項の指定について

令和4年10月14日

可決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記の事項は管理者においてこれを専決することができるものとして指定する。

記

- 1 地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第29号）の規定に基づき議決を経た契約の変更。ただし、契約金額の100分の20（その額が1,000万円を超えるときは1,000万円）を超える金額に相当する契約金額の変更は除く。
- 2 地方自治法第96条第1項第13号に規定する法律上その義務に属する100万円以下（自動車の通行による事故に係るものにあつては500万円以下）の損害賠償の額を定めること。
なお、これが内容にかかる同項第12号に規定する和解および調停に関すること。

付 則（令和4年10月14日可決）

この指定は、議決の日からその効力を発する。